

琵琶湖流域下水道事業
地方公営企業法適用基本方針

(案)

平成 28 年 1 2 月

滋 賀 県

目 次

はじめに	1
第1 琵琶湖流域下水道事業への地方公営企業法の適用	
1 琵琶湖流域下水道事業のミッションと目標	
(1) 琵琶湖流域下水道事業のミッション	2
(2) 琵琶湖流域下水道事業の目標	3
(3) 琵琶湖流域下水道事業の課題	
① 維持管理費の動向	3
② 建設事業費の動向	3
③ 収入の動向	4
(4) まとめ	4
2 琵琶湖流域下水道事業への地方公営企業法の適用	5
第2 地方公営企業法の適用範囲と適用時期	
1 地方公営企業法の適用範囲	6
(1) 財務に関する規定の適用	7
(2) 持続可能な経営	
① 柔軟かつ迅速な組織運営	7
② 経営に重点を置いた運営	8
③ 水質保全施策の効率的な展開	8
④ 水道部門との統合効果	8
2 地方公営企業法の適用時期	9
3 まとめ	9
第3 地方公営企業法の適用に向けた取組スケジュール	
1 事務の進め方の検討・具体化等	11
2 システム整備	11
3 資産調査	11

第4 地方公営企業法適用にあたっての留意点

- 1 経営の効率化に留意した地方公営企業法の適用 12
- 2 地方公営企業法の適用を基礎にした持続可能な経営 12
 - (1) 経営戦略の策定・推進 12
 - (2) スtockマネジメントの一層の推進・経営戦略との連携 12
- 3 技術力の確保 13

参 考

- 1 琵琶湖流域下水道事業の概要
 - (1) 琵琶湖流域下水道事業の沿革 14
 - (2) 滋賀県の下水道事業の種類 14
 - (3) 滋賀県の下水道事業の業務 14
 - (4) 琵琶湖流域下水道事業の収入 14
 - (5) 琵琶湖流域下水道事業の特徴 15
- 2 地方公営企業法の概要
 - (1) 地方公営企業法の趣旨 15
 - (2) 地方公営企業法の特徴
 - ①財務に関する規定 15
 - ②組織に関する規定 16
 - (3) 地方公営企業法の適用範囲等 17
 - (4) 国の動向 18
- 3 都道府県・県内市町の地方公営企業法の適用状況等 18
- 4 地方公営企業法の適用にかかる経費の財源 19

はじめに

琵琶湖流域下水道事業は、公衆衛生の向上、生活環境の改善および国民的資産である琵琶湖をはじめとする公共用水域の水質保全に資する、住民生活にとり不可欠なサービスを提供している。

滋賀県では、昭和 47 年度に琵琶湖流域下水道事業に着手し、滋賀県の人口が増加してきた中、着実にインフラ整備を進め、下水道普及率は平成 27 年度末には 88.8% に達し、その全国順位が 7 位となるまで事業は進捗してきた。

しかしながら、今後は、滋賀県の人口が減少局面に入っていくことが見込まれ、大きな増加が期待できなくなる中、これまで 5,700 億円を超える規模で整備を進めてきた施設の多くが老朽化するなどの課題に適切に対応しながら、効率的かつ安定的にサービスを提供していくことが求められている。

このように、下水道事業の普及・拡大を行ってきた「整備」から、インフラなどの経営資源を適切に管理するとともに効果的に活用し、効果的・効率的にサービスを提供していく「経営」に重点を移す必要があり、これまで以上に、経営状況の把握に努め、長期的な視野を持って、より計画的、効率的に事業を展開し、持続可能な経営を実現することが必要となる。

こうしたことから、琵琶湖流域下水道事業に地方公営企業法を適用し、経営状況や資産についての情報を詳細に把握するなどにより、経済性を強く意識した運営、計画的な改築更新の実施などを行うとともに、財務状況の透明化を進め、ガバナンスを一層向上させる。こうしたことによって、持続的な経営を図り、住民生活にとり不可欠な行政サービスである下水道事業を今後も安定的に実施していくこととする。

第1 琵琶湖流域下水道事業への地方公営企業法の適用

琵琶湖流域下水道事業のミッションは、公衆衛生の向上・生活環境の改善および国民的資産である琵琶湖等の公共用水域の水質保全に資することである。

上記のミッションを果たすために、これまで、下水道施設の整備を急速に進め、事業の普及・拡大を図り、サービスを安定的に提供できており、下水道の機能・サービスについて、効率的かつ持続的に提供することが今後の事業の目標となる。

目標の達成に向けては、今後、流入水量の大幅な増加が見込めない中、多大な経費がかかる改築更新の適切な実施などの課題に対応しながら持続可能な経営を行うことが鍵となっており、普及・拡大を行う「整備」から、経営資源を適切に管理・活用し、効果的・効率的に事業展開する「経営」に重点を移していく必要がある。

また、全国的に見ても下水道事業は同様の課題をかかえており、国からは、平成31年度までに移行作業を終え、平成32年度の予算・決算までには地方公営企業会計に移行するよう要請されている。

こうしたことから、「企業」としての経済性をより発揮させる地方公営企業法を、琵琶湖流域下水道事業に適用することとする。

1 琵琶湖流域下水道事業のミッションと目標

(1) 琵琶湖流域下水道事業のミッション

下水道法において、下水道の目的は、公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全等とされており、下水道事業は、人々の生活に伴い発生する汚水を適切に処理することなどにより、住民自らの周辺や地域の環境を保全するという住民生活にとり不可欠なサービスを提供している。

また、国民的資産である琵琶湖を有する滋賀県においては、琵琶湖の水質保全が重要な政策課題となっている。

とりわけ、滋賀県の流域下水道事業においては、全ての処理水が琵琶湖に流入するという特殊性があり、琵琶湖の水質に与える影響を強く意識する必要がある。

このように、公衆衛生の向上・生活環境の改善および国民的資産である琵琶湖等の公共用水域の水質保全に資することが琵琶湖流域下水道事業のミッションとなっている。

(2) 琵琶湖流域下水道事業の目標

上記のミッションを果たすために、下水道施設の整備を急速に進め、下水道普及率は平成27年度末には88.8%に達し、汚水処理人口普及率が98.5%となるなど、施設はほぼ概成に達し、事業の普及・拡大を大きく進めるとともに、こうした施設を活用しサービスを安定的に提供できている。

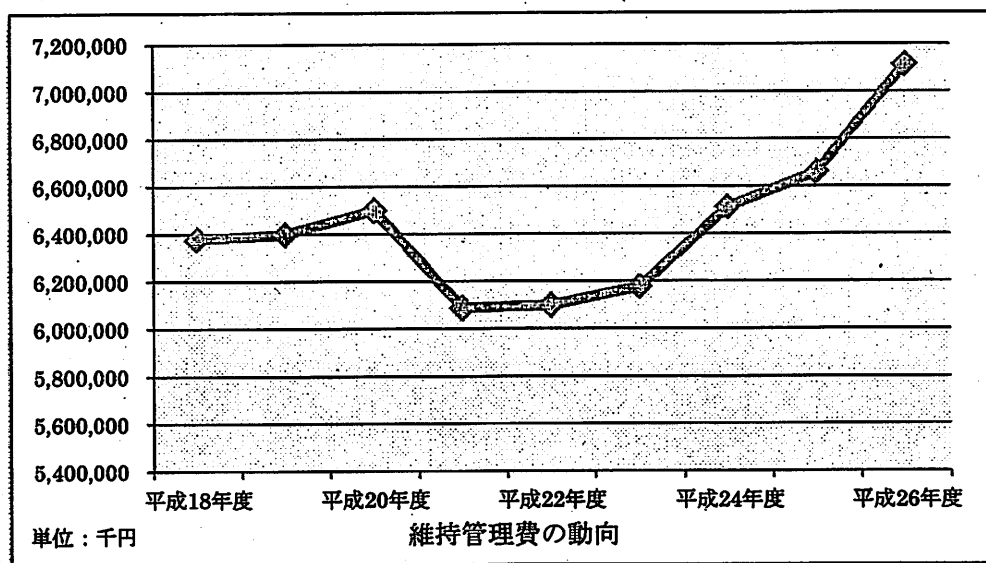
今後は、住民生活等にとり不可欠な下水道の機能・サービスについて、効率的かつ持続的に提供することが事業の目標となる。

(3) 琵琶湖流域下水道事業の課題

上記の目標の達成にあたっては、以下のような課題がある。

① 維持管理費の動向

維持管理費の実績をみると、平成22年度（2010年度）以降、電気料金の値上げや東日本大震災からの復興に伴う労務単価の上昇により増加傾向が続いている。

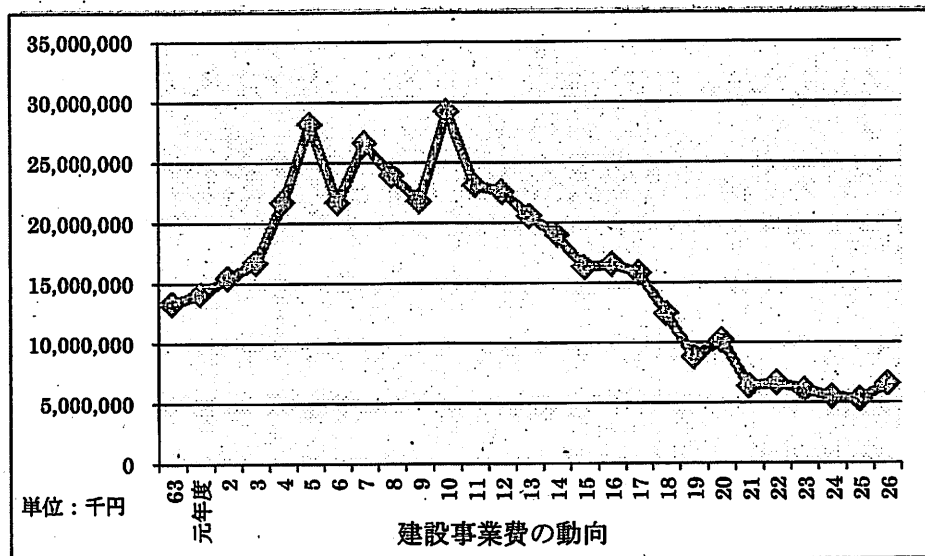


② 建設事業費の動向

処理場や管渠等の整備に伴う建設事業費は、琵琶湖総合開発（下水道：昭和47年度～平成8年度）の実施に伴い増加してきた。平成5年度（1993年度）～10年度（1998年度）をピークとし、その後減少してきているが、累計額5,700億円を超え、多大なインフラを整備している。

これらの施設や設備については、湖南中部処理区が、昭和57年度の供用開始か

ら平成 28 年度には 34 年目を迎え、土木構造物のおおよその耐用年数が 50 年であることを考えると、10 年後くらいから、大規模な改築更新にかかる経費の増加が見込まれる。



③収入の動向

本県の下水道普及率が平成 27 年度末には 88.8% (汚水処理人口は 98.5%) となるなど、下水道整備が概成に近づいていることともに、本県も人口減少局面に入ったことから、今後の流入水量の大きな増加は見込めず、このことが収入に与える影響について懸念される。

(4)まとめ

下水道の機能・サービスの効率的かつ安定的な提供に向けては、今後、流入水量の大幅な増加が見込めない中、多大な経費がかかる改築更新を適切に実施することなどの課題に対応しながら、持続可能な経営を行うことが鍵となる。

このように、流域下水道事業は、普及・拡大を行う「整備」から、経営資源を適切に管理・活用し効果的・効率的に事業展開する「経営」に重点を移していく必要がある。

2 琵琶湖流域下水道事業への地方公営企業法の適用

持続可能な経営に向けては、収入の範囲内で支出することが前提であり、損益などの経済性を強く意識した経営が重要になる。

また、下水道事業に必要な多額の投資は、損益に大きな影響を与えることから、計画的・効率的な投資が求められる。

さらに、こうした経営の方針に加え、経営を構成している個々の業務の実施においても、効率化が求められる。

こうしたことに加えて、効率的な経営に不可欠なガバナンスが機能するよう、説明責任を果たすとともに様々なステークホルダーと適切な関係を持つことも重要になる。

これらの事項に対して、「企業」としての経済性をより発揮させることを意図する地方公営企業法は、大きな効果があると考えられる。

他方、全国の下水道事業においても、同様の課題を抱えており、国からは、平成31年度までに移行作業を終え、平成32年度の予算・決算までには地方公営企業会計に移行するよう要請されている。

こうしたことから、琵琶湖流域下水道事業に地方公営企業法を適用することとする。

なお、下水道事業は税金と使用料を原資として運営されており、住民負担で成り立っていることから、費用負担を最小にするとともに最大の効果を発揮するという視点も重要であり、こうした点からも地方公営企業法の適用は望まれる。

第2 地方公営企業法の適用範囲と適用時期

地方公営企業法には、企業会計の導入等のための財務に関する規定と、広範な権限を持つ管理者を設置し、組織の独立性を高め、柔軟かつ迅速な運営を行うための組織に関する規定がある。

財務に関する規定の適用については、貸借対照表、損益計算書等の財務諸表を作成することになり、ストック情報の的確な把握による改築更新計画の策定、損益情報の的確な把握による適切な経営計画の策定、経営の透明化によるガバナンスの向上が期待できる。

一方、組織に関する規定等の適用については、効率化を図る上で、下記のとおり現時点において明確な結論を見出せない事項があり、引き続き検討を深掘りし、見極める必要がある。

1. 組織の独立性の確保による効率化について
2. 水道部門との統合効果について

こうしたことから、平成31年度からまず、同法の財務規定を適用するとともに、その後、上記の組織のあり方に関する事項について、さらに検討を深掘りし、平成36年度を目途に、一定の結論を得ることとする。

1 地方公営企業法の適用範囲

地方公営企業法は主に、企業会計の導入等のための財務に関する規定と、広範な権限を持つ管理者を設置し、組織の独立性を高め、柔軟かつ迅速な運営を行うための組織に関する規定がある。

地方公営企業といっても多種多様な事業があることから、地方公営企業法の適用には、それぞれの特性に合わせて、公益性と経済性をバランスよく発揮できるよう、(1)財務に関する規定だけを適用する一部適用と、(2)組織に関する規定も併せて全ての規定を適用する全部適用の2つのケースがある。

＜全部適用と財務適用の比較＞		
項目	全部適用	財務適用
適用される 規程	・法の全ての規定	・法第3条～第6条、第17条～第35条、第40条～第41条、附則第2項、第3項(財務規定等)
会計方式	・法の財務規定等に基づき、一般会計等と異なる企業会計方式により財政状況を把握する。	・同左
組織体制	・原則として管理者を設置する(条例により非設置も可(法第7条)、その場合は管理者の権限は長が行う(法第8条第2項))。 ・管理者は、職員の任免、予算原案の作成、決算の調製、契約、出納その他の会計事務の執行等、企業の業務の執行に関する権限を有し、自らの判断と責任において事業運営を行う(法第9条)。ただし一部の権限(予算調製、議案提出、決算審査等)は長に留保される(法第8条第1項)。	・管理者の権限は長が行う(法第34条の2)。
所管事務 ※都道府 県の場合	＜管理者＞ ・流域下水道に関する事務 ＜知事＞ ・下水道に関する一般行政事務 ・公共下水道関係事務	＜知事＞ ・流域下水道に関する事務 ・下水道に関する一般行政事務 ・公共下水道関係事務
都道府県の 状況	・東京都、埼玉県 ・1団体で検討中	・茨城県 ・23団体で検討中

(1)財務に関する規定の適用

財務に関する規定は主に公営企業会計の導入を狙いとするものであり、このことにより、貸借対照表、損益計算書等の財務諸表の作成が義務付けられ、ストック情報の的確な把握による改築更新計画や損益情報の的確な把握による経営計画を策定し、これらの計画に基づく経営を行うことが可能となる。

このことは、「経済性を強く意識した経営」、「計画的・効率的な投資」に大きく貢献し、また、より細かな経営に関する情報を公表することになり、透明化が一層図れ、「ガバナンスの向上」にもつながる。

さらに、こうしたことにより「効率的な業務遂行」につながることも期待できる。

(2) 組織に関する規定の適用

①柔軟かつ迅速な組織運営

組織に関する規定の適用の主な効果は、広範な権限を持つ管理者を設置し、組織を公営企業として独立させることであり、このことにより、組織運営の柔軟性、迅速性が向上し、「効率的な業務執行」が期待できる。

一方、流域下水道は、利益を受ける市町から、管理に要する経費の一部に対する負担金を得て事業を行うものであり、市町が負担すべき金額は、当該市町の意見を聞いた上で県議会の議決を経て定めなければならない。また、滋賀県では平成 25 年度に設置した琵琶湖流域下水道協議会において、県と市町が共同して流域下水道の運営計画を策定している。このことから、管理者を設置する場合でも市町等との丁寧な合意形成プロセスが必要となることに変わりがないことに留意が必要である。

②経営に重点を置いた運営

組織が知事部局から離れ、組織の独立性が高まることにより、より下水道経営に焦点を絞って取り組むことができるとともに、意思決定過程における透明性が高まり、「効率的な業務執行」や「ガバナンスの向上」につながる。

③水質保全施策の効率的な展開

流域下水道を経営する組織を独立させた場合においても、下水道法の規定により、多くの下水道に関する行政事務については引き続き知事部局で担う必要があり、例えば、流域下水道業務を所管していない部局が策定した流域別下水道整備総合計画の下、流域下水道経営を進めることになる。

また、他の水質保全事業を実施する琵琶湖環境部から離れることにより、これまで価値観と情報を共有しながら一体的かつ効率的に取り組んできた水質保全施策の展開に影響を及ぼす可能性がある。

加えて、下水道法の規定により、公共下水道関係事務も知事部局で実施する必要があり、流域下水道事業を担う組織と公共下水道の支援や連絡調整を行う組織が別になり、県内下水道事業の一体性および効率性に影響を及ぼす可能性がある。

④水道部門との統合効果

水道部門と統合した場合は、スケールメリットが働くなど、効率化が進むことが期待される。このことによって、「効率的な業務執行」に貢献することになる。

しかしながら、内部管理事務や財務等のシステム面では効率化が期待できるが、一方、中心業務である維持管理業務と建設改良業務については、維持管理業務において下水道は委託が中心で水道部門は直営が中心であるなどの業務プロセスの相違があることや、施設が離れていることなどから、その効果は限定的となる可能性がある。

全国の市町村では水道部門との統合による効率化を進めるために全部適用を行う団体が多数あるが、道府県においては以下の違いがあることに留意する必要がある。

- 公共下水道では、統合により料金徴収や窓口業務を一元的に行えることに大きなメリットがあるが、流域下水道の場合は、市町村からの負担や国庫補助金等を主な財源としており、収入先の数が少なく、この効果は非常に限定的であると考えられる。

- 市町では、上水道管と下水道管が近接した場所(深さは異なるが)に埋設されていて、工事の際に連携が可能となる場合があるが、本県ではほとんどの箇所施設が近接していない。

2 地方公営企業法の適用時期

総務大臣通知等で、遅くとも、平成31年度までに移行作業を終え、平成32年度の予算・決算までには公営企業会計に移行するよう要請されており、この点を踏まえながら、確実に移行作業を終える必要がある。

また、業務への影響を最小限にして、円滑に移行できる適用時期を選択する必要があり、そのためには、日々の維持管理業務のペースとなる5年を計画期間とする処理区ごとの経営計画により円滑に反映できる時期にする必要がある。

各処理区の経営計画の期間(下図のとおり)や、今後移行作業に3年程度要することを考慮すると、必要な作業期間を確保し、湖西処理区、東北部処理区の次期経営計画に反映できる、平成30度中に移行作業を終えることが望ましい。

経営計画策定と地方公営企業法適用作業スケジュール

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
湖南中部処理区	第7期 ◆		第8期			◆		第9期(想定)		
湖西処理区	第6期 ◆		第7期			◆		第8期(想定)		
東北部処理区	第4期 ◆		第5期			◆		第6期(想定)		
高島処理区	第2期 ◆			◆		第3期(想定)			◆	
法適用	調査		準備作業			法適化				

◆経営計画策定年度

3 まとめ

財務に関する規定については、貸借対照表、損益計算書等の財務諸表を作成することになり、ストック情報の的確な把握による改築更新計画の策定、損益情報の的確な把握による適切な経営計画の策定、経営の透明化によるガバナンスの向上が期待できる。

一方、組織に関する規定等の適用については、効率化を図る上で、下記のとおり現時点において明確な結論を見出せない事項があり、引き続き検討を深掘りし、見極める必要がある。

1. 組織の独立性の確保による効率化について

組織に関する規定等を適用すれば、流域下水道を経営する組織を公営企業として独立させ、組織運営の柔軟性・迅速性を高めるとともに、より経営面に重きを置くことにより、事業の効率化が期待できる。

他方、現在は、全ての処理水が琵琶湖に流入するという本県の流域下水道の特殊性等を踏まえ、琵琶湖環境部の中で一体的な水質保全施策を展開し、効率化を図っている。

また、流域下水道経営と公共下水道関係事務を一体的に行うことにより、効率化を図っている。

こうした点を踏まえ、公営企業として独立させることについて、総合的な観点から検討をさらに深掘りしていく必要がある。

2. 水道部門との統合効果について

市町では、水道部門との統合により効率化が進んでいるが、本県の場合は、流域下水道事業と水道用水供給事業との業務の類似性や施設の近接性が低く、統合による効率化がどこまで図れるのかについても、さらなる検討が必要である。

こうしたことから、平成 31 年度からまず、同法の財務規定を適用するとともに、その後、上記の組織のあり方に関する事項について、さらに検討を深掘りし、平成 36 年度を目途に※、一定の結論を得ることとする。

※ また、概ね、平成 35 年度までの間、全国の道府県における地方公営企業法の適用後 3 か年の決算や効果・課題等の把握する(平成 32 年度～平成 34 年度)。

第3 地方公営企業法の適用に向けた取組スケジュール

平成31年度からの地方公営企業法の適用を目指して、「事務の進め方の検討・具体化等」、「システム整備」、「資産調査」の3つの取組を進める。

1 事務の進め方の検討・具体化等

経理・会計事務を中心に公営企業会計に基づいた事務プロセスに変更していく必要があることから、事務の進め方の検討、金融機関などの関係機関との調整、例規の整備を進めていく。

併せて、打ち切り決算や法適化後の予算の作成などの作業を行う。

2 システム整備

公営企業会計に基づいた事務への変更等に伴い、予算編成、会計等のシステムの整備を進める必要があることから、システム体系の検討(新たに開発する部分、既存のものを活用する部分など)を行い、新システムの開発や既存システムとの連携等を進めていく。

3 資産調査

公営企業会計の導入により貸借対照表を整備し、詳細な情報に基づく資産管理を進めていくためには、詳細な固定資産台帳の整備が必要となることから、資産調査(1工事複数資産とし整理するとともに下水道台帳と突合する方針)を進め、調査結果をもとに台帳を整備していく。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31～36年度
全体	協議会 で了承 ※5	基本方針の 検討・策定			組織のあり方検討
事務プロセス の構築		法適化後の業務 プロセスの検討	関係機関等との調整	条例・規則等検討・整備 新年度予算調整	
システム整備		システム検討	システム構築・固定資産データ登録等	打ち切り決算	
資産調査		固定資産等の調査・整理			

※ 琵琶湖流域下水道協議会で法適化し資産調査に要する経費を市町が負担することについて了承

第4 地方公営企業法の適用にあたっての留意点

地方公営企業法の適用にあたっては、業務の効率化を図ることとする。また、法適化の効果を最大限発揮することに向けて、経営戦略を策定・推進するとともに、ストックマネジメントを一層推進する。さらに技術力の確保に最大限留意することとする。

1 業務の効率化に留意した地方公営企業法の適用

公営企業会計の導入により、経理・会計等にかかる業務プロセスが複雑化するとともに、財産管理事務や資金管理事務を新たに担うことになるが、コスト増の要因とならないよう効率化することに最大限留意しながら、作業を進めていくこととする。

2 地方公営企業法の適用を基礎にした持続可能な経営

地方公営企業法の適用は持続可能な経営を進めるための「枠組み」であり、こうした枠組みを活用し、実際に経済性を発揮させることが重要であることから、以下の取組を進める。

(1) 経営戦略の策定・推進

公営企業会計の導入により、損益や資産などの経営にかかる情報を詳細に把握することが可能となることから、施設や設備に関する投資の見通しである投資計画と財源の見通しである財政計画に加えて、効率化等に向けた取組方針等から構成される経営戦略について、平成30年度中の策定を目指すこととする。

併せて、経営戦略を軸にした持続可能な経営に向けたマネジメントのあり方についても検討を行い、戦略の着実な推進を確保することとする。

(2) スtockマネジメントの一層の推進・経営計画との連携

計画的な改築更新等の実施に有効なストックマネジメントについて、取組の一層の推進を図る。

県では、平成21年度にガイドラインを作成しこれに基づいて、改築更新時期を迎えた施設について、長寿命化計画を策定し、改築更新を行ってきたが、公営企業会計の導入に伴い、詳細な資産情報をもとにしたよりの確なストックマネジメントが可能となる。

また、国において、新たな下水道ストックマネジメント支援制度の運用が始まっており、その制度では、改築更新時期を迎えた施設だけでなく、下水道施設全体を俯瞰して持続的な機能確保を図るという観点が盛り込まれている。

こうしたことから、詳細な資産情報をもとに、上記の視点を取り入れ、本県のストックマネジメントをよりの確なものとし、取組の一層の推進を図ることとする。

また、経営戦略との連携も進めていく。

3 技術力の確保

持続可能な経営には技術力の確保が欠かせないことから、マニュアル化の検討などの取組を進め、この点についても十分留意する。

参 考

1 琵琶湖流域下水道事業の概要

(1) 琵琶湖流域下水道事業の沿革

昭和30年代後半からの高度経済成長に伴い、産業活動が活発化し、都市化が進展することによって、琵琶湖に水質悪化の傾向が現れ、昭和40年代に入ると、さらに悪化が顕著になった。

そこで滋賀県では、昭和47年度に下水道事業に着手し、現在は、「湖南中部」、「湖西」、「東北部」、「高島」の4処理区からなる琵琶湖流域下水道事業を実施しており、市町が運営する公共下水道事業と連携し下水道事業を進めている。

こうした取組により、平成27年度には、下水道普及率は88.8%に達し、その全国順位は7位となるまで事業は進捗している。

(2) 滋賀県の下水道事業の種類

公共下水道は、市町村が生活、事業に起因・付随する排水と雨水を排除・処理し、汚水の終末処理場か流域下水道に接続する事業を行うものである。

流域下水道は、公共下水道により排除される下水を排除・処理するもので、都道府県が設置・運営する。

滋賀県では、公共下水道だけで全行程を行う単独公共下水道による処理は一部でなされているが、公共下水道を流域下水道の管路に接続し、公共下水道と流域下水道によって処理を行う方式が大半を占めている。

(3) 滋賀県の下水道事業の業務

滋賀県の下水道事業の業務は、流域下水道経営および、流域別下水道整備総合計画の策定や公共下水道の指導などの行政事務の実施であり、本部機能を持つ下水道課と現場機能を持つ南部流域下水道事務所と北部流域下水道事務所でこれら業務を行っている。

(4) 琵琶湖流域下水道事業の収入

公営企業には、公的なニーズに対する事業と公益的観点から不採算でも実施する必要のある事業に要する経費を除いては、使用料等の収入をあて、独立採算的に経営を行うという原則がある。

こうした原則に基づいて、琵琶湖流域下水道事業は、使用料や市町の税からなる市町負担金と、県の一般会計からの繰入金、国からの補助金で事業を運営している。

(5)琵琶湖流域下水道事業の特徴

項目	滋賀県	全国平均	全国の位置	備考
供用開始	S57.4.1		全国21位(早い方から)	
水洗化人口	1,014,758	879,563	全国9位	
下水管布設延長(km)	353	174	全国4位	
終末処理場数	4	4	全国14位(多い方から)	
年間総処理水量(m ³ /年)	142,635,957	110,594,761	全国8位	
ポンプ場数	18	11	全国8位	
職員数(人)	70	49	全国11位	
汚水処理原価(円/m ³)	64.73	85.4	全国25位(高い方から)	
うち維持管理費(円/m ³)	39.79	59.0	全国35位(高い方から)	
うち資本費(円/m ³)	29.94	26.4	全国17位(高い方から)	
維持管理費(千円)	6,837,755	4,765,762	全国10位(高い方から)	
資本費(千円)	4,002,068	2,995,531	全国7位(高い方から)	
建設改良費	6,548,826	3,074,677	全国8位(高い方から)	※1
総費用に占める元利償還金	20.3%	27.9%	全国24位(高い方から)	
総収入に占める一般会計繰入金	16.4%	21.0%	全国21位(高い方から)	
資本的収入に占める一般会計繰入金	16.8%	23.9%	全国26位(高い方から)	※2

(資料) 総務省「地方公営企業決算統計調査(平成25年度)」を一部加工

注1) 愛媛県、佐賀県、大分県、宮崎県、鹿児島県を除く42都道府県

注2) 注1)に加え、法適用(東京都、埼玉県、茨城県)を除く39道府県

2 地方公営企業法の概要

(1) 地方公営企業法の趣旨

地方公営企業は、一般行政事務と同様に住民福祉の向上が目的であり、当然に公共性が求められるが、料金徴収を行えるので独立採算的にサービスを提供でき、経済合理性に即して効果的・効率的に運営することが可能であることから、経済性の発揮についても強く求められている。

地方公営企業については、一般行政事務と同様に地方公共団体に関する基本法(地方自治法、地方財政法、地方公務員法)の規定のもと運営されるが、一般行政事務と同様に取り扱々と合理的・能率的な運営を阻害するおそれもあることから、企業としての経済性を発揮させるための特別法である地方公営企業法が定められており、企業としての側面を持ちながら経営していくことが可能となる制度となっている。

(2) 地方公営企業法の特徴

① 財務に関する規定

一般行政事務は税をはじめとする収入を効果的に配分することが重要であることから、官庁会計は予算により統制することに重点が置かれている。

他方、地方公営企業は、独立採算性を確保し効果的・効率的な経営を行うことが重要であることから、公営企業会計はそうした経営が確保されているかを判断するために経営状況を的確に示すことに重点が置かれている。

こうしたことから、公営企業会計では、官庁会計で採用している税収の範囲で費用が賄えているかを現金収支の面から着目する「現金収支」ではなく、減価償却を導入し損益を明確化するとともに、実質的な経済価値の変動時に記録整理を行う「発生主義」を採用している。

また、公営企業会計では「弾力条項」が認められており、業務量の増加に伴う収入に相当する額を予算超過でも当該経費に使用することができるとともに、予算区分が概括的であることや現金支出の伴わない費用については予算超過の支出が認められるなど、弾力的な経営が行える制度となっている。

	公営企業会計	官庁会計
目的・特徴	独立採算性の確保 財務・経営状況の把握	税等の収入の効率的・効果的な配分 予算による統制
認識基準	発生主義	現金主義
記帳形式	複式簿記(経済価値の変動を記録)	単式簿記(現金の出納を記録)
資産把握	減価償却の導入	
その他	弾力条項 概括的な予算科目 現金支出が伴わない経費の予算超過支出	

こうしたことにより、主に次の効果を得ることが一般的に想定されている。

○損益を意識した運営

損益の把握に重点を置いた公営企業会計の導入により、収益情報を詳細に把握でき、より、経営の健全性に留意した運営が可能となる。

○計画的な改築更新等の投資の実施

減価償却費の導入などにより、詳細な資産情報の把握が可能となり、より計画的な改築更新などの投資の実施が可能となる。

②組織に関する規定

地方公営企業法のもう一つの大きな特徴として、契約の締結や職員の任免など、公営企業全般に関して広範な権限や代表権を持つ管理者を設置し、組織としての独立性を高めることがある。

【他の部局長にはない権限の主なもの】

- ・予算原案の作成
- ・分課の設置
- ・職員の任免その他身分取扱い
- ・労働協約の締結

- ・料金の徴収
- ・契約の締結
- ・出納その他会計事務の処理
- ・企業管理規程の制定

こうしたことにより、主に次の効果を得ることが一般的に想定されている。

○迅速かつ柔軟な組織運営

予算の調整、議案提出等の知事に留保される一部の権限を除き、上記のような広範な権限が管理者に付与され、組織運営における迅速性、柔軟性の向上が期待できる。

○経営に重点を置いた運営

組織の独立性が高まることから、より事業の経営に重点をおいた運営が期待できる。

○企業の実情により即した人事・服务等

管理者は企業職員の任免を行うことができるとともに、企業職員の給与について、給料表や手当の額などの具体的事項を企業管理規程で定めることができるなど、職員の任免、勤務条件、その他職員の身分取扱いにかかる業務を執行する権限を持つことになる。こうしたことにより、プロパー職員を採用し専門性の高い職員を配置することも可能となる。

(3) 地方公営企業法の適用範囲等

典型的な公営企業の7事業(水道事業(簡易水道事業を除く)、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業、電気事業、ガス事業)に対しては、法が当然に全部適用される。

財務面で適用の必要性が高い病院事業については、財務に関する規定等が当然に適用される。

下水道事業を含むその他の事業については、法の適用は任意とされている。

なお、任意適用事業は、「全部を適用する」、「財務規定等だけを適用する」、「適用しない」の選択だけが認められており、特定の規程だけを適用することはできない。

また、全部適用した場合は、複数の事業を通じて1人の管理者を設置できる。

(4) 国の動向

国においても、公営企業の公営企業会計の適用を推進している。

【公営企業会計の適用の推進について(要請):総務大臣通知等】

- ・平成 27 年度から平成 31 年度までを公営企業会計適用の集中取組期間とする。
- ・人口3万人以上の団体については期間内に公営企業会計へ移行
公共下水道事業・流域下水道事業について、期間内に移行すること。

3 都道府県・県内市町の地方公営企業法の適用状況等

(1) 都道府県の状況

【H27.10 時点の総務省調査】

- ・全部適用:東京都、埼玉県
- ・一部適用:茨城県
- ・適用に向けて取組中:21団体
- ・適用に向けて検討中:18団体

※5 団体は流域下水道設置せず

【その他調査】

- ・全部適用の方向で検討:1団体
- ・一部適用の方向で検討:23団体
- ・未定等:その他団体

※回答府県数39団体

(2) 県内市町の状況

【H27.10 時点の総務省調査をもとに】

- ・全部適用:大津市、草津市、栗東市
- ・適用に向けて取組中:15団体(総務省調査 H27.10 時点)
- ・適用に向けて検討中:1団体(総務省調査 H27.10 時点)

4 地方公営企業法の適用にかかる経費の財源

国の財政措置は次のとおりである。

	変更前	変更後
財政措置	地方公営企業法の適用に要する経費の2分の1を一般会計から繰り出す。 市町が繰り出した額に対しては特別交付税措置（都道府県分はなし）	地方債充当可能（充当率100%） 建設改良費に準じた普通交付税措置 ・市町負担金を除いた額に地方債充当可能 ・元利償還金の90%について、その49%に普通交付税措置 ・残り10%（臨時措置分）は措置なし 市町負担金にも地方債充当可能 ・元利償還金の90%について、49%～21%に普通交付税措置 ・残り10%（臨時措置分）は措置なし

<公営企業会計適用債>

- ・地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費（基礎調査、資産評価・台帳作成経費、財務システム導入経費等）が対象
- ・償還年限は原則として10年以内
- ・資金は民間等資金

地方債同意等基準運用要綱では地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費は準建設改良費に含まれるとされていることから、法適化に要する経費については従来の建設改良費と同様の取扱いとし、その財源は50%県債、50%市町建設負担金とする。

ただし、県債の元利償還金については、通常、地方交付税分見合い分等の県一般会計繰入金を除き市町維持管理負担金が充当されるが、全額県一般会計繰入金を充てることとする。

[イメージ図 市町建設負担金には地方債充当を想定]

